

1. 事業者の概要

事業者名：社会福祉法人 フェローズ

理事長：増島 啓子

所在地：神奈川県横浜市神奈川区西寺尾2-33-9-101

資産の総額：金306,992,640円

法人の理念：尊重、温もり、交流

2. 事業所の概要

名称：小規模多機能フェローズしのはら

目的：住み慣れた地域で今までと変わらない生活をするために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、泊まりサービスを柔軟に組み合わせて利用者の安心と安全を提供していく。

運営方針：通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の自宅における生活の継続を支援するよう努める。横浜市、港北区役所、地域包括支援センター、地域の保健、医療、福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

管理者：木村 公吾

開設年月日：平成27年4月1日

保険事業者指定番号：1490900352

所在地：神奈川県横浜市港北区篠原町2793-2

電話：045-717-6255

FAX：045-717-6250

交通の便：JR横浜線・市営地下鉄線「新横浜駅」下車徒歩8分

建物の概要：準耐火構造木造2階建ての1階部分 延床面積…331.09㎡

損害賠償責任保険の加入先：三井住友海上火災保険株式会社

緊急対応方法：利用者の容態に急変等が生じた場合は、主治医に連絡し、必要な処置を受け、迅速に対応する。

避難設備等の概要：非常階段が完備、定期的に避難訓練を行う。

3. 主な設備

宿泊：9室 1室当たりの面積8.05～11.35㎡

共用施設の概要：居間、食堂、キッチン、脱衣室、浴室等 共用部分面積 120.74㎡

トイレ・洗面台：トイレ4か所（内車いす対応1か所）・洗面台6か所

浴室：1か所

台所：1か所

消防設備：消火器、火災警報装置、避難誘導灯、スプリンクラー、自動通報装置

4. 事業実施地域および営業時間

通常の事業実施地域：横浜市港北区、神奈川区、鶴見区

営業日：年中無休

営業時間：通いサービス 基本 9:30～17:30

：宿泊サービス 基本 17:30～翌9:30

：訪問サービス 24時間

：受付・相談については、基本の通いサービスの時間と同様とする

5. 職員体制

管理者：1名 事業内容の調整

管理者補佐：1名 事業内容の調整および相談業務

介護支援専門員：1名 サービスの調整および相談業務
介護職員：常勤 6名 日常生活の介護および相談業務
：非常勤 11名 日常生活の介護および相談業務
看護職員：1名 健康チェックおよび機能訓練等の医務業務

6. 勤務体制

管理者：9：00～18：00
管理者補佐：9：00～18：00
介護支援専門員：9：00～18：00
看護職員：14：00～18：00（週1日）
介護職員：早番 7：00～16：00
：日勤 9：00～18：00
：遅番 11：00～20：00
：夜勤 17：00～翌10：00（パートは18：00～翌9：00）
：宿直 20：00～翌7：00

7. 登録定員および利用定員

登録定員：29名
利用定員：通いサービス18名、宿泊サービス9名

8. サービス内容およびサービス利用料金

（1）サービス内容

（ア）～（ウ）のサービスを具体的にどのような頻度で行うかは、契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護サービス計画に定める。

（ア）通いサービス

食 事：食事の提供および食事の介助をする。調理や配膳など介護職員とともに行うこともできる。なお、食事サービスの利用は任意である。

排 泄：利用者の状況に応じ、適切な介助を行う。排泄の自立についても適切な援助を行う。

入 浴：入浴または清拭を行う。利用者の状況に応じ、適切な介助を行う。衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等適切な介助を行う。なお、入浴サービスの利用は任意である。

機能訓練：利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努める。

健康チェック：血圧測定、体温測定等利用者の身体状況を把握する。

送 迎：利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行う。

（イ）訪問サービス

利用者宅に伺い、安否確認、食事や入浴、排泄等日常生活を支援する。

訪問サービス実施のため必要な場合、備品や水道ガス・電気等は無償で使用する。

訪問サービスの提供に当たって、次の行為は行わない。

- ①契約者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
- ②飲酒または喫煙
- ③契約者もしくはその家族に行う宗教活動・政治活動・営利活動
- ④契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ⑤介護職員による医療行為

（ウ）宿泊サービス

事業所に宿泊してもらい、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話を提供する。

（2）サービス利用料金

通い・訪問・宿泊（介護費用分）のすべてを含んだ1か月分の包括費用である。

下記料金のうち、契約者の要介護度に応じた自己負担額を支払うものとする。

介護保険給付の対象サービスについては、利用料金の9割（2割負担の利用者の場合は、8割、3割負担の利用者の場合は、7割）が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の約1割（2割負担の利用者の場合は、約2割、3割負担の利用者の場合、約3割）の金額となる。

① 小規模多機能型居宅介護サービス

単位数	サービス料金／月	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
		利用者負担額／月	利用者負担額／月	利用者負担額／月
要支援1：3,450単位／月	37,536円	3,754円	7,508円	11,261円
要支援2：6,972単位／月	75,855円	7,586円	15,171円	22,757円
要介護1：10,458単位／月	113,783円	11,379円	22,757円	34,135円
要介護2：15,370単位／月	167,225円	16,723円	33,445円	50,168円
要介護3：22,359単位／月	243,265円	24,327円	48,653円	72,980円
要介護4：24,677単位／月	268,485円	26,849円	53,697円	80,546円
要介護5：27,209単位／月	296,033円	29,604円	59,207円	88,810円

② 加 算

単位数	金額／月	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
		利用者負担額／月	利用者負担額／月	利用者負担額／月
初期加算	30単位／日 9,792円	980円	1,959円	2,938円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200単位／月 13,056円	1,306円	2,612円	3,917円
※以下介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)は、2024年6月より算定				
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 介護報酬総単位数×14.6%				
※以下3つの加算は、2024年5月まで算定				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位×10.2%				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 介護報酬総単位数(介護職員処遇改善加算を除く)×1.2%				
介護職員等ベースアップ等支援加算 介護報酬総単位数(介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く)×1.7%				
以下は介護予防を除く				
認知症加算(Ⅲ)	760単位／月 8,268円	827円	1,654円	2,481円
(Ⅳ)	460単位／月 5,004円	501円	1,001円	1,502円
訪問体制強化加算	1,000単位／月 10,880円	1,088円	2,176円	3,264円

③その他のサービス利用料金（介護保険の対象とならないサービス、利用料金の全額が利用者負担）

食事代：1食につき 朝食300円、昼食500円、夕食500円、おやつ100円

宿泊代：宿泊サービスにおける宿泊に要する費用 1泊につき3,000円

通常の事業実施地域を越える送迎費用

：通常実施地域を越えた地点から利用者の居宅まで片道1kmにつき30円

通常の事業実施地域を越える訪問サービスの交通費

：交通機関を利用した場合 交通機関利用料金実費

：自動車を利用した場合

通常実施地域を越えた地点から利用者居宅まで片道1kmにつき30円

おむつ代：実費

レクリエーション活動：利用者の希望により活動を行った場合は、材料費等の実費支払い

コピー代：契約者が複写物を必要とする場合は実費を負担する。コピー1枚につき10円

その他：小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものの費用で、契約者に負担させることが適当と認められる費用についての実費。

④利用料金の支払い方法

利用料金は、1 か月ごとに計算し、利用月ごとに合計金額を請求する。請求書は、利用月の翌月 15 日まで利用者に宛てに送付する。請求月の 27 日に口座引き落としにて支払うものとする。引き落とし確認後、領収書を発行するものとする。

⑤利用の中止、変更、追加

小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護サービス計画に定められた内容を基本とし、契約者の日々の様態・要望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものである。

契約者は、利用予定日前に小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合、小規模多機能型居宅介護サービスは原則としてサービス実施時の前日までに事業者申し出る。

介護保険の対象となるサービスについては、利用料金が 1 か月ごとの包括費用のため、サービスの利用回数等を変更した場合も 1 か月の料金は変わらない。ただし、介護保険対象外サービスについては利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をした場合、取消料として下記の料金を支払う。なお、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではない。

利用予定日の前日までに申し出があった場合：無料

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合：当日利用料金の 80%

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を契約者に提示し協議する。

9. 小規模多機能型居宅介護サービス計画

小規模多機能型居宅介護サービス計画は、利用者ひとり一人の人格を尊重し、住み慣れた地域で生活を維持できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、要望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせるものである。

介護支援専門員は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護サービス計画を作成し、その実施状況を評価する。計画の内容及び評価結果等は、書面に記載して利用者に説明のうえ、交付するものとする。

10. 苦情の受付

当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口（担当者）：管理者 木村 公吾

受付時間：9：30～18：00

行政機関等の苦情の受付

横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部 介護事業指導課

所在地：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-3466

港北区役所 福祉保健センター 高齢障害支援課 介護保険担当

所在地：〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1

電話：045-540-2325

神奈川県国民保険団体連合会 介護苦情相談課 介護苦情相談班

所在地：〒220-0003 横浜市西区楠木町27-1

電話：045-329-3447

11. 運営推進会議

運営推進会議委員にサービス提供回数等活動状況を報告し、評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保および適切な運営を目的に設置する。

構成：利用者・利用者の家族、地域住民の代表、市区町村職員、地域包括支援センター職員他

開催回数：2か月に1回

報 告：運営推進会議の内容・評価・要望・助言について記録し港北区役所に報告する。

1 2. 協力医療機関および協力福祉施設

綱島ホームケアクリニック

所在地：〒223-0053 横浜市港北区綱島西2-16-19

診療科目：内科、在宅医療

協力医師：林 孝平

井澤歯科医院

所在地：〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉1-1-18

診療科目：歯科

協力医師：井澤圭詞 訪問程度 必要時

社会福祉法人さくら会 特別養護老人ホーム 羽沢の家

所在地：〒221-0863 横浜市神奈川区羽沢町980

1 3. 災害時の対応

災害時は、利用者の安全を図り、適切に対応を行う。また、避難訓練を年2回、利用者参加のもと行う。

1 4. 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示：サービス利用の際は、介護保険被保険者証を提示する。

設備・備品の使用：事業所内の設備や備品は、本来の用法に従って利用する。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償する場合もある。

迷惑行為等：騒音等他の利用者の迷惑行為は行わない。無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らない。事業所内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動を行わない。

飲酒・喫煙：飲酒はしない。事業所内は禁煙である。

所持品の持ち込み：所持金は、自己の責任において管理する。事業所は、貴重品や金銭の管理を行わない。

動物の持ち込み：ペットの持ち込みはできない。